

佐賀県告示第二百二十三号

海岸保全区域の指定（昭和四十二年佐賀県告示第九十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月二十六日

佐賀県知事 古 川 康

有明海沿岸の表中

	6の1	6から80度の方向へ80"
--	-----	---------------

	6の1	6から80度の方向へ80"
伊福地区 海岸	1, 2, 3, 3の1, 1の各点を順次結んだ線により囲まれた区域 点の位置 基 点 1 大字伊福城崎甲 18番 29地先に設置された標柱から237度30分方向へ21.0mの点 2 1から333度30分方向へ72.0mの点 3 2から56度47分方向へ108.0mの点 補助点 3の1 3から147度07分方向へ73.0mの点	

改める。